

教育機関

京都市図書館事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成18年3月30日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第1条中「右京中央図書館建設室」を「右京中央図書館開設準備室」に改める。

第2条中「，右京中央図書館建設室」を「，右京中央図書館開設準備室」に，

「右京中央図書館建設室

(1)右京中央図書館の建設に係る企画及び立案に関すること。

(2)右京中央図書館における図書館資料の調査及び選定に関すること。

(3)関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。」

を

「右京中央図書館開設準備室

(1)右京中央図書館の開設準備に係る企画及び立案に関すること。

(2)右京中央図書館における図書館資料の調査及び選定に関すること。

(3)関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。」

に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)